

学校法人熊本学園役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人熊本学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第31条の3の規定に基づき、役員報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本法人の寄附行為に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。ただし、第4号に掲げる教職員が兼務する理事を除く。
- (3) 常任理事とは、第2号に掲げる者のうち、理事長、常務理事以外の者をいう。
- (4) 教職員が兼務する理事とは、本法人の職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む）として発令された者で、理事と兼務する者をいう。
- (5) 非常勤理事とは、常勤の理事及び教職員が兼務する理事以外の理事をいう。
- (6) 役員報酬等とは、報酬、理事特別手当、役員手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員として職務執行に伴い生ずる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事に対しては、報酬、理事特別手当、役員手当及び退任慰労金を支給する。
 - (2) 教職員が兼務する理事に対しては、役員手当を支給する。
 - (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬を支給する。
- 2 本法人が設置する学校の職員が常務理事を兼任する場合の報酬及び諸手当については、次に定めるとおりとする。
- (1) 報酬については、第4条の規定にかかわらず、これを支給せず、職員としての俸給を支給する。ただし、職員の俸給月額が第4条の規定による報酬の支給額を下回る場合は、第4条の規定による報酬を支給する。
 - (2) 理事特別手当については、第5条の規定にかかわらず、職員としての期末手当及び勤勉手当を支給する。なお、理事特別手当と期末手当及び勤勉手当の支給に係る順位については、前号の例による。
 - (3) 役員手当については、第6条の規定による。
 - (4) その他の諸手当については、職員の給与規程を適用する。

(報酬)

第4条 常勤の理事には、次の報酬を支給する。

役員名	報酬月額
理事長 常務理事 常任理事	熊本学園大学給与規程の指定職俸給表に定めるいずれかの額

2 非常勤理事及び監事には、次の報酬を支給する。

役員名	報酬の支給額
非常勤理事 監事	年額：600,000円

(理事特別手当)

第5条 常勤の理事には、次の理事特別手当を支給する。

役員名	理事特別手当の支給額
理事長 常務理事 常任理事	報酬月額2～5ヶ月分の範囲で定める額

(役員手当)

第6条 役員には、次の役員手当を支給する。ただし、教職員が兼務する理事のうち、本法人が設置する高等学校の校長若しくは本法人又は大学の事務局長はその半額とする。

役員名	役員手当の支給額
理事長	月額：150,000円
常務理事 常任理事 教職員が兼務する理事	月額：120,000円

(退任慰労金)

第7条 常勤の理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤の理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。
- 3 退任慰労金は、報酬月額に在任年数を乗じた額に加算率 2.0 を乗じて得た額の範囲で支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、報酬月額に 15 を乗じて得た額を上限とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、常勤の理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、常勤の理事の死亡当時、主として、その収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、常勤の理事の死亡当時、主として、その収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の退任慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位によるものとする。
- 3 退任慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給するものとする。

(報酬等の支給方法等)

第9条 役員の報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬、役員手当 毎月1回、その月の21日に支給する。ただし、支給日が土曜日又は休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
 - (2) 理事特別手当 6月1日及び12月1日から起算して15日以内に支給する。
 - (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内に支給する。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、非常勤理事及び監事の報酬は、年額をその年度の3月に支給する。その場合の支給日は第1号の例による。
- 2 非常勤理事及び監事が年度の途中において就任又は退任した場合の報酬額については、月割りによって計算し、退任した場合の報酬は退任した後1か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第10条 役員が職務の執行に当たって出張した場合は旅費を支給する。

- 2 役員に対して支給する旅費に関して必要な事項は、熊本学園大学旅費規程第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条を準用する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、理事長の決裁により、当該費用を支給する。

(公表)

第11条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の学校法人熊本学園役員報酬規程は廃止する。

熊本学園大学給与規程（第5条関係） 指定職俸給表（準用）

号俸	俸給月額
	円
1	581,000
2	626,000
3	671,000
4	716,000
5	761,000
6	806,000
7	851,000
8	896,000
9	941,000
10	986,000
11	1,031,000
12	1,076,000
13	1,121,000
14	1,166,000
15	1,211,000

○熊本学園大学旅費規程（準用規定抜粋）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、校務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費計算上の旅行日数）

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、校務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道旅行について、乗車に要する運賃のほか、急行料金並びに座席指定料金を支給する。

2 前項に規定する急行料金は、鉄道旅行で片道50キロメートル以上に該当する場合に支給する。

3 第1項に規定する座席指定料金は、鉄道旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、その乗船に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃により支給する。

(車賃)

第12条 車賃は、陸路旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

2 車賃の額は、1キロメートル37円とする。ただし、校務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(日当)

第13条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

2 日当の額は、内国旅行については別表第1、外国旅行については別表第2に定める定額による。

(宿泊料)

第14条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料の額は、内国旅行については別表第1、外国旅行については別表第2に定める定額による。ただし、研修会や会議等で、宿泊料が別表第1及び別表第2に定める定額を超えて特定されている場合には、その額による。

3 水路旅行及び航空旅行における宿泊料は、校務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第15条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

2 食卓料の額は、内国旅行については別表第1、外国旅行については別表第2に定める定額による。

3 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に支給する。